

りんご農家の方は、以下のフローチャートにより、ご自身が交付金の交付対象に該当するかどうかご確認ください。



Q 1 令和元年産のりんごについて、令和2年2月～4月の間に農協等への出荷実績（もしくは販売伝票等）がありますか？

はい

いいえ

Q 2 農協以外のルートで、令和2年2月～4月の間にりんごの出荷実績（もしくは販売伝票等）がありますか？

はい

いいえ

交付対象者に該当しません。

Q 3 耕作しているすべての農地の権利設定が適切になされていますか？

はい

いいえ

※権利設定が適切になされている農地とは、自作、または貸借契約が結ばれている農地です。※口約束等で耕作している農地は原則交付対象外となりますが、権利設定を適切に行った場合、交付対象となる可能性があります。

Q 4 令和2年産もりんごの生産・出荷を継続していますか？

はい

いいえ

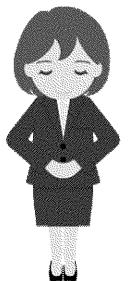
交付対象者に該当しません。

○交付対象者に該当します。※一部例外あり

○下記の書類に必要事項を記入して事務局に提出してください。書類が届いていない方は事務局へご連絡ください。

- ①申請書（様式6-1）
- ②取組計画書（様式6-2）
- ③営農状況確認表
- ④【受付番号がHから始まる方のみ】令和2年2月～4月の間に弘果へ出荷したことがわかる証明書類の写し（例：令和元年産の仕切り書、出荷伝票など）※仕切り書や出荷伝票が複数枚あっても提出はいずれか1枚で可。

記入例をよくご確認ください、記入漏れや誤りの無いようご注意ください。



【問合せ先】大鰐町農業再生協議会事務局（大鰐町農林課） 電話：0172-55-6574（直通）